

# 鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(報告書)

## (鳥取県立鳥取砂丘こどもの国)

平成30年8月9日

鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり鳥取県立鳥取砂丘こどもの国(以下「こどもの国」という。)の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例第5条第1号の選定基準に基づいて審査・選定した。

### 1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町4丁目411 理事長 衣笠 克則

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額 452,411,000円…(1)(債務負担行為額464,015,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額(1)÷5年

平成31年度:89,823,000円、平成32年度以降:90,647,000円

※平成31年度実施予定の消費増税分を加味しているため。

### 4 選定理由

こどもの国の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、選定基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

なお、選定に際し、次のとおり付帯意見が出された。

[選定理由]

- ・管理運営に対する意欲が非常に伝わってきた。
- ・利用者の声を踏まえた前向きな提案が評価できる。
- ・地域との連携に力を入れており信頼度も高く評価できる。

[付帯意見]

- ・既存事業だけでなく、観光を含めた新しい取組も積極的に行っていただきたい。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(要項等配布から募集締切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から同年8月3日(金)まで(現地説明会 同年7月9日(月))

#### (2) 応募者

- ・一般財団法人鳥取県観光事業団 (鳥取市 理事長 衣笠 克則)
- ・株式会社ワールドインテック鳥取 (鳥取市 代表 高井 裕二)

※株式会社ワールドインテック、株式会社エポック、株式会社クラウドイトの共同出資による新規法人。

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 選定委員

氏名	所属等
吉田 高文	鳥取環境大学教授
小谷 誠	小谷昇税理士事務所税理士
石塚 康裕	一般社団法人麒麟のまち観光局事務局長
小嶋 恵美子(委員長)	社会福祉法人浜坂保育園園長
木本 美喜	鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会;平成30年6月6日(水)

指定管理者制度及びこどもの国の概要説明並びに募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回選定委員会;平成30年8月9日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議並びに指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査の項目	配点
1	<p>平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的を理解しているか。 指定管理者を希望する理由は、適切か。 管理運営の方針は、適切か。</li> <li>* 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。</li> </ul>	必須
2	<p>こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容</li> <li>・サービスの向上策と利用促進に向けた取組み</li> <li>・自然とのふれあい、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度</li> <li>・事業の実施に係る年間計画等は、適切か。</li> <li>・施設等の管理 施設等の維持管理は、適切か。 外部委託の考え方は、適切か。</li> <li>・開園時間・料金設定 開園時間及び休園日は、適切か。 利用料金及び利用料金の減免は適切か。</li> <li>・事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止 緊急時の体制及び対応は、適切か。 利用者の苦情等のトラブルの未然防止と対処方法</li> <li>・個人情報保護及び情報公開への対応 個人情報の保護への対応は、適切か。 情報公開への対応は、適切か。</li> <li>・利用者等の要望の把握及び対応</li> </ul>	50
3	<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の見積もり及び考え方は、適切か。</li> <li>・支出計画の見通しは、適切か。</li> <li>・県の委託料の多寡</li> </ul>	30
4	<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人等の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。</li> <li>・組織及び職員の配置等 管理運営の組織及び職員の職種等は、適切か。 日常の職員配置は、適切か。 人材の育成の方針及び方法は、適切か。</li> <li>・現在の施設職員の継続雇用に関する方針</li> <li>・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</li> <li>・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等 あいサポート企業等の認定等 とっとり子育て隊の登録</li> <li>・当該施設の管理運営状況の実績評価</li> </ul>	31
5	<p>その他(指定手続条例第5条第4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツにかかる提案</li> </ul>	4

(4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

区分	一般財団法人鳥取県観光事業団 (A社)	株式会社ワールドインテック鳥取 (B社)
選定基準1	—	—
選定基準2 (50点)	32.2	33.8
選定基準3 (30点)	23.4	23.4
選定基準4 (31点)	21.4	13.2
選定基準5 (4点)	1	0
合計(115点)	78.0	70.4

(注) 点数は、委員5名の平均点である。

主な審査項目について

○選定基準1【平等な利用を確保するのに十分なものであること】

両社とも施設の設置目的を理解しており、平等な利用を確保できるものであった。

○選定基準2

【こどもの国の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること】

●サービスの向上策と利用促進に向けた取組

A社) 男性の育児参加促進などの育児支援イベントの実施、訪日外国人入園時の半額減免、周辺関係団体等との連携

B社) グループ法人を活用した情報発信、バードケージを活用した動物ふれあい広場の設置、遊びの部屋やお花畑の新規設置、WEB予約システムの導入、レストランの直営化

→A社は育児支援イベントの実施、地域との連携がある点が評価された。

ただし、ソフト面のサービス向上、他の新規事業に努めて欲しいという意見もあった。

→B社はバードケージの活用等新規事業案は魅力的であるとして評価が高かったが、地域連携については今後の課題という意見があった。

●施設の設置目的に沿った児童の健全育成に資する事業の充実度/事業の実施に係る年間計画等は適切か。

A社) 親子ふれあい事業、女性のストレスオフイベントなどの子育て支援事業他8事業を地域と連携しながら実施

B社) 四季の変化を五感で感じる連続性のあるイベントや食・環境プログラム、動物とのふれあいの実施

→A社は子育て支援事業が含まれている点が評価された。

→B社は動物とのふれあい事業が含まれている点が評価された。

●施設等の管理(施設等の維持管理/外部委託の考え方)

→両社ともほとんど同等の評価であったが、現管理者という信頼感があるとしてA社の評価が若干高かった。

●開園時間及び休園日

・開園日現行：(通常) 9:00~17:00 (ゴールデンウィーク・盆の期間) 9:00~17:30

・休園日現行:毎月第2水曜日(8月を除く。)、12/29~1/1

→A社はゴールデンウィーク・盆の期間の開園時間を8:30~17:30に設定。

B社は現行どおり。

●利用料金

・両社とも現行どおりの利用料金設定

→なお、B社の新規提案「動物ふれあい広場」については児童厚生施設であることを踏まえた上で新たに料金を設定。

●料金の減免

A社) 現行のものに加えて次のものを提案。  
・訪日外国人観光客に対する減免(半額免除)  
B社) 現行どおり。

●事故及び事件の防止措置と緊急時の対応(火災、盗難、災害等の事故及び事件の防止/緊急時の体制及び対応/利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法) / 個人情報保護及び情報公開への対応

→両社とも同等の評価であった。

●利用者等の要望の把握及び対応

→B社はPDCAサイクルを用いる点が評価された。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

●収入の見積もり及び考え方は、適切か。

●支出計画の見通しは、適切か。

●県の委託料の多寡

→両社とも同等の評価であった。

ただし、B社は大幅な利用者増を見込んでおりどの程度達成できるのか評価しにくい、不明確であるとの意見があった。

○選定基準4

【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

●団体の財政基盤及び経営基盤は、安定しているか。

→B社は新規法人であり今後の安定性について不透明な部分もあることから、A社の方がより評価された。

●団体の組織及び職員の配置等(管理運営の組織及び職員の職種/日常の職員配置/人材の育成の方針及び方法)

→両社とも同等の評価であった。

●現在の施設職員の継続雇用に関する方針

A社) 全員継続雇用

B社) 引き続き雇用を希望する職員については、面接の上ではあるが、全員継続雇用する方針。ただし、園長職は継続雇用不可。

→全員継続雇用をするA社が評価された。

●関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

・両社とも指導等はなかった。

●法人等の社会的責任の遂行状況

項目	A社	B社
障害者雇用	45.5人以上の事業者であり、法定雇用率を達成している。	45.5人未満の事業者であり、障害者を雇用していない。
男女共同参画推進企業	認定あり	認定なし
ISO14001 又は TEAS I 又は TEAS II 種認証登録	登録あり	登録なし
あいサポート企業等	認定あり	認定なし
とっとり子育て隊	登録あり	登録なし

※B社については母体となる全企業が該当する項目は加点対象であったが該当はなし。

- 管理運営実績（現指定管理者であるA社のみに対する審査項目）
  - ・概ね適正に管理が行われた。

○選定基準5【ネーミングライツに係る提案】

→A社は提案あり。なお、命名権者を活用した取組の提案はなし。

愛称案 「チュウブ鳥取こどもの国」

提案金額 100万円/年（税別）

B社は提案なし。

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○開館日 通常 9:00～17:00 / ゴールデンウィーク・盆の期間 8:30～17:30

○休園日 毎月第2水曜日（8月は除く）、12/29～1/1

(2) 利用料金（入園料等）・減免事項

○利用料金 現行の利用料金と同じ。

○減免事項

・現行の減免事項は継続し、訪日外国人旅行者に対する減免（半額免除）を追加。

(3) 指定管理料の額（平成31年度から平成35年度）

指定管理料総額 452,411,000円・・・(A)

(参考) 【県債務負担行為額】 464,015,000円・・・(B)

【差額】 (A) - (B) △11,604,000円

(4) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- ・女性のストレスオフイベントや男性の育児参加促進イベント等の、育児支援イベントの実施
- ・ネイチャーゲームやオリエンテーリング等のキャンプ指導の実施
- ・とっとり花回廊運営のノウハウを活かした、「花の丘」の新設
- ・「ぼうけんアスレチックコース」の新設
- ・周辺団体との連携の強化
- ・訪日外国人観光客に対する減免（半額免除）の実施 等

(5) 経費削減のための取組

- ・長期契約による外部委託料の減等によるコスト削減。